

別紙 5

【対象地域】

東北電力ネットワーク株式会社サービスエリア内		
災害救助法が適用された地域	山形県	山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市、新庄市、寒河江市、上山市、村山市、長井市、天童市、東根市、尾花沢市、南陽市、東村山郡山辺町、東村山郡中山町、西村山郡河北町、西村山郡西川町、西村山郡朝日町、西村山郡大江町、北村山郡大石田町、最上郡最上町、最上郡舟形町、最上郡大蔵村、最上郡戸沢村、東置賜郡高島町、東置賜郡川西町、西置賜郡小国町、西置賜郡白鷹町、西置賜郡飯豊町、東田川郡三川町、東田川郡庄内町
隣接する地域	秋田県	湯沢市、由利本荘市
	宮城県	仙台市、大崎市、刈田郡蔵王町、刈田郡七ヶ宿町、柴田郡川崎町、加美郡色麻町、加美郡加美町
	山形県	最上郡金山町、最上郡真室川町、最上郡鮭川村、飽海郡遊佐町
	福島県	福島市、喜多方市、耶麻郡猪苗代町、耶麻郡北塩原村
	新潟県	新発田市、村上市、胎内市、岩船郡関川村

【特別措置の内容】

① 電気料金の支払期日延長

2020年6月（支払期日が7月4日以降のものに限る。）、7月、8月および9月料金計算分の電気料金の支払期日を1か月間延長します。

② 不使用月の電気料金の免除

被災日が属する料金計算月の次の6か月間に限り、被災時から引き続き全く電気を使用されなかった月の電気料金を免除します。

③ 工事費負担金（※2）の免除

2021年1月末日までの間、家屋再建のための工事費負担金を免除します。

④ 臨時工事費（※3）の免除

2021年1月末日までの間、臨時に電気を使用される場合には、臨時工事費を免除します

⑤ 基本料金の免除

電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となった場合、2021年1月末日までの間

は、その使用不能設備に相当する基本料金を免除します。

⑥ 諸工料（※４）の免除

2021年1月末日までの間、引込線、計量器などの取付位置の変更を行う場合には、それに伴う諸工料を免除します。

（注）※１支払期日とは、検針日の翌日から起算して30日目をいいます。

※２・３・４工事費負担金、臨時工事費および諸工料とは、お客さまへ電気を供給するために施設される設備にかかる工事費のうち、お客さまにご負担いただく費用をいいます。

東北電力株式会社：[https://www.tohoku-epco.co.jp/news/normal/1215593\\_2558.html](https://www.tohoku-epco.co.jp/news/normal/1215593_2558.html)

〔お問い合わせ先〕

株式会社ウエスト電力 業務本部：03-5353-6858

受付時間：平日 9：00～18：00

（定休日：土曜・日曜・祝日）